経 第 ４ ９ ７ 号
令和３年８月６日

各　　位

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
（千葉県知事　熊谷　俊人）

商業施設の事務所や社員食堂等における感染防止対策について（依頼）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

大型商業施設における従業員等の多数の感染者の発生が報道されています。

関係者からのコメントとして「考えられる対策は講じており、なぜ感染が広まったのかわからない」との記事もありますが、感染力の強いデルタ株等の変異株への置き換わりが、既に 8 割程度となっている現状を鑑み、下記のチェックポイントの例を参考に、改めて感染防止対策を確認していただくようお願いします。

併せて、啓発チラシとガイドラインを添付しますので、適宜、ご活用ください。

記

■　チェックポイントの例

○　売場等の対策

・　マスクの着用の勧奨、検温など来客者に対する働きかけ

・　共用トイレや休憩スペースの椅子など、不特定多数が共有する物品や来客者や従業員が手を触れることが多い箇所、機材等の消毒など

○　従業員等の対策

・　テレワーク、時差出勤、オンライン出張の推進

・　社員食堂、休憩室、更衣室、喫煙所などの感染防止対策

※　特に、従業員の多い事業所におかれましては、社員食堂や更衣室の利用にあたり、勤務シフトの変更や休憩時間の調整などにより、利用人数を制限できるようにするなど、３つの密を避ける工夫をお願いします。

※　また、休憩室や飲食中など、「マスクを外した会話」が生まれやすい場面を意識し、「会話するときは必ずマスク着用」など、改めて注意喚起をお願いします。

【添付資料】

・　職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ（啓発チラシ）
・　オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
・　小売業の店舗における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
・　飲食の場面における取組の５つのポイント（啓発チラシ）
（飲食店向けですが社員食堂や飲食可能な休憩スペース等における取組の参考としてください）

（連絡先）千葉県商工労働部経済政策課政策室
電 話：０４３－２２３－２７６９　　E-mail: keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp

職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

～各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント～

内閣官房 Cabinet Secretariat

●テレワーク、時差出勤の推進

●気兼ねなく休めるルール、雰囲気づくり

●密にならない工夫

●“場の切り替わり”での対策・呼びかけ

●基本的な感染防止対策

流水での手洗い

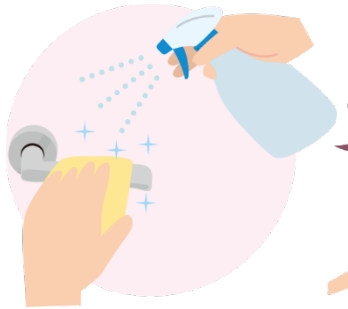

共用部分の消毒

マスクの着用

※業種別ガイドラインが定められている場合は、そちらもチェックしてください。ガイドラインはこちら➡

内閣官房　ガイドライン

オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

制定：2020 年 5 月 14 日
改訂：2020 年 12 月 1 日
再訂：2021 年 4 月 13 日
一般社団法人 日本経済団体連合会

１．はじめに

企業は、従業員、顧客、取引先、地域住民はじめ関係者の生命と健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた、様々な取り組みを展開し、感染症の抑制に成果を上げてきた。一方、今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針[1]（3 月 28 日。5 月 4 日変更。以下「対処方針」という）」や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言[2]などを踏まえ、事業者のオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場をいう）において、個々の業界や事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」や、所属する業界団体などで示される指針等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、個々のオフィスの様態などを考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。

また、自らの事業場の感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省

---

[1] https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html
[2] 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 5 月 4 日）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

２．感染防止のための基本的な考え方

事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

３．講じるべき具体的な対策

（１）感染予防対策の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

（２）健康確保

- 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針[3]などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

[3] 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第４版）など（https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf）

（３）通勤

・ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休３日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。
・ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

（４）勤務

・ 飛沫感染防止のため、人と人との間に一定の距離を保てるよう、仕切りのない対面の人員・座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど、工夫する。仕切りがなく対面する場合には、顔の正面からできる限り２メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、工夫する。
・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
・ 従業員に対し、常時マスク着用に努めるよう徹底する。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。
・ 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。窓が開く場合１時間に２回以上、窓を開け換気する（寒冷期はこまめに）。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気の効果を確認するうえで C02 モニター等を活用する方法もある。
・ オフィス内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度 40％～70％になるよう努める。寒冷期は適度な保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。
・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
・ 人と人が頻繁に対面し、かつマスクの着用を徹底できない場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
・ 出張については、地域の感染状況や出張先の感染防止対策に注意する。
・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
・ 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
・ 株主総会については、事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討する。

・ 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
・ 対面の社外の会議やイベントなどについては、感染防止対策などを確認したうえで、最小人数とし、マスクを着用する。
・ 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討する。
・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン[4]などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。

（５）休憩・休息スペース

・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り２メートルを目安に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
・ 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、３つの密を防ぐことを徹底する。
・ 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、顔の正面からできる限り２メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

（６）トイレ

・ 便器は通常の清掃で問題ないが、使用頻度の高いときは清掃も１日複数回行うなど、清潔に保つ。
・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
・ 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する。

（７）設備・器具

・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。

---

[4] 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」（https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf）などを参照

・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

（8）オフィスへの立ち入り

・ 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要な範囲にとどめ、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録する。
・ 名刺交換はオンラインで行うことも検討する。

（9）従業員に対する感染防止策の啓発等

・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、政府・専門家の発表している「『新しい生活様式』の実践例」[5]「職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」[6]（特にトイレや休憩・休息スペース等、“場の切り替わり”での対策等）を周知するなどの取り組みを行う。
・ 従業員に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を呼びかける。COCOAを通じて接触の通知を受けた従業員に対しては、検査とともに、検査結果が出るまでの自己隔離を促す。
・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用など咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話を控えることなどを徹底する。
・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
・ 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
・ 取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

---

[5] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
[6] https://corona.go.jp/proposal/pdf/facing_shokuba_20210319.pdf

（10）感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

・ 保健所、医療機関の指示に従う。
・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う[7]。
・ オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

（11）その他

・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者は、地域の保健所の連絡先を把握し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以　上

[7] 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」（https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/）などを参照。

小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症
感染拡大予防ガイドライン

令和２年５月１４日

（令和２年５月２２日改訂）

（令和２年７月３１日改訂）

（令和２年１０月２７日改訂）

（令和３年１月６日改訂）

オール日本スーパーマーケット協会
一般社団法人全国スーパーマーケット協会
日本小売業協会
一般社団法人日本ショッピングセンター協会
一般社団法人日本スーパーマーケット協会
一般社団法人日本専門店協会
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本 DIY・ホームセンター協会
一般社団法人日本百貨店協会
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会

１．はじめに

○ 令和２年４月７日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条第１項に基づく緊急事態宣言が発出されたが、食料品その他生活必需品を販売する小売店舗については、政府からの要請（注１）も踏まえ、事業を継続してきたところです。

（注１）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第１項に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について」（令和２年４月６日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官）

○ また、各店舗においては、累次の政府からの要請（注２）も踏まえ、立地や規模など各店舗の置かれた条件に応じて、換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話といった３つの条件が重ならないよう、感染防止対策の取組を進めるとともに、消費者への呼び掛けなど様々な対応に取り組んできたところです。

（注２）「新型コロナウイルス感染症に伴う店舗での感染拡大予防の取組について（お願い）」（令和２年４月６日農林水産省食料産業局食品流通課長）
「新型コロナウイルス感染症に伴う店舗での感染防止対策の取組について」（令和２年４月２２日経済産業省商務・サービス審議官）

○ こうした中、令和２年５月４日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところです。

○ さらに、令和２年５月４日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間を令和２年５月３１日まで延長するとともに、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、５月４日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。

○ このため、政府の基本的対処方針を踏まえ、小売業関係団体においては、専門家会議提言において示された感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組（①各店舗の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理、③買物エチケットに係る顧客への協力依頼・情報発信等）に関し、本ガイドラインを定めることといたします。

○ 各事業者におかれましては、本ガイドラインを活用することにより、消費者への呼び掛けを含め、小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

○ なお、従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応については、食品流通業（卸売、小売）等を対象とした「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的ガイドライン」（https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html）等も参考にしつつ、保健所と連携した対応を実施することになりますが、対応を巡る論点（営業再開及び情報発信の在り方等）の詳細については今後の検討課題とし、本ガイドラインの内容には含みません。

２．基本的考え方

○ 食料品その他生活必需品を供給する小売業は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であり、人員や物的資源等を確保し、業務を継続することが求められています。

○ 店舗には不特定多数の人々が訪れることから、店頭において十分な感染拡大防止策を講じることが、従業員及び顧客の感染を防止し、事業の持続可能性を確保する上で極めて重要です。

○ 食料品等を販売する小売店舗における感染予防対策については、ＷＨＯのガイドライン等に基づき、諸外国においても、それぞれの国や店舗の実情に応じて様々な対策が取られてきました。

○ 我が国においても、諸外国における取組を参考にしつつ、各店舗において「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるために、店舗の実情に応じた創意工夫に基づく様々な対策が講じられてきたところです。

○ 特に、小売店舗においては、業態や店舗の立地・規模等に応じて講じることのできる対策は多種多様であることから、各店舗の現場での創意工夫による取組を横展開するとともに、消費者の理解・協力も得るべく発信をしていく、というアプローチを採ってきました。

○ 緊急事態宣言の状況下であるかどうかにかかわらず、専門家会議提言で示された「新しい生活様式」の実践に向けて、これまで実施されてきた様々な好事例を参考に、引き続き規模や立地など店舗の様々な実情に応じた実効性ある対策を推進していくことが効果的です。

○ このため、本ガイドラインでは、これまでに店舗において実施されている具体的な取組事例を中心として、事業者がそれぞれの業態、店舗の規模や立地などの実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示します。

○ また、小売店舗が事業を継続していく上では、従業員の健康と安全・安心の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

○ 更に、店舗における感染予防対策を実効性あるものとし、顧客及び従業員にとって安全でストレスの少ない買物の場を実現していくためには、店舗及び従業員による適切な対応に加え、何より顧客の理解と行動変容が不可欠です。このため、本ガイドラインでは、買物エチケットに係る顧客への理解を得るための情報発信等に関し参考とすべき事項についても併せて示します。

３．　具体的な取組

（１）店舗における感染予防対策

店舗には不特定多数の顧客が訪れることから、店舗の規模・立地条件や地域における感染拡大の状況などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」を避け、店舗における顧客及び従業員への感染拡大のリスクを下げることが重要です。

具体的には、基本的な感染防止対策である、ⅰ）身体的距離の確保、ⅱ）マスクの着用、ⅲ）手洗い・手指消毒に取り組むとともに、店舗においては、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、店舗内の混雑緩和、店舗内施設の利用等に関する取組を行う必要があります。

このため、各事業者においては、緊急事態宣言の対象区域や特定警戒都道府県に該当するかなど地域の感染拡大の傾向にも留意しつつ、店舗の実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、店舗における感染予防策の充実を図り、顧客や従業員の安全・安心を確保した上で事業を継続していくことが求められます。

① 身体的距離の確保

・ 店内外において対人距離を確保するため、店舗の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和２年４月２０日版）」において、「濃厚接触者」は「手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」とされたこと、専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については

「できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける」とされたこと、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「１１月末までの催物の開催制限等（令和２年９月１１日事務連絡）」において、適切な感染防止策の実施を前提に「十分な人と人との間隔の確保（１ｍ）」を設けること、そのほか内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（令和２年１１月１１日事務連絡）」や「外食業の事業継続のためのガイドライン（令和２年１１月３０日改正）」でも、対人距離の確保については１ｍを目安としていることも踏まえつつ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。）

- ✓ 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。
- ✓ とりわけ、レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。

【スーパー】

- ✓ サッカー台（会計後に袋詰めをする台）での顧客による袋詰め作業において、掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。必要に応じ、サッカー台を追加してスペースを確保することも考えられる。

【百貨店・ショッピングセンター・スーパー】

- ✓ エレベーターの利用が混雑しないよう、適切に掲示・アナウンスの実施などを行うとともに、高齢者、妊婦、障がい者に対する優先的な利用を確保する。
- ✓ エスカレーターの利用において、掲示・アナウンスの実施などにより適切な対人距離の確保を促す。

② 清掃・消毒

- ・ 従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、必要に応じ手指の消毒設備を入口及び施設内に設置すること等により顧客の手指の消毒も励行する。

（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」（最終更新日：令和2年6月26日）に示されているように、手指消毒では、水及び石鹸による洗浄とアルコール消毒液のみが推奨されている。次亜塩素酸ナトリウムは直接皮膚に触れる方法で使用しないこと、また、手指用以外の界面活性剤（洗剤）と次亜塩素酸水の皮膚への安全性については未評価であるが、薬機法上の承認を有する製品が一部あり、そのような製品については手指消毒も可能とされている。これらを踏まえ、店舗の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症に対する消毒として有効性が確認されている方法で、かつ人体に安全な消毒方法を採用すること。）

- ・ 店舗については、通常の清掃に加え、店内の消毒等に関し、以下のような取組を行う。
  - ✓ 買物カゴ、買物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。
  - ✓ トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、不特定多数が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。
  - ✓ ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人

は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

【百貨店・ショッピングセンター】

- ✓ 休憩スペースやフードコートのテーブル・イス・タッチ式の案内パネルなど不特定多数が共用する物品や顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。

③ 接触感染・飛沫感染の防止

- ・ 従業員と顧客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、以下のような取組を行う。
  - ✓ 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組を行う。（透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等が従業員や顧客に触れないように注意する。）

（消防庁予防課「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（情報提供）」（令和２年７月２２日事務連絡）において、飛沫防止用シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。」、「同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。」とされている。また、「比較的燃えにくい素材」として、「ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のもの」が挙げられている。これらを踏まえ、店舗の業態、規模などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。）

  - ✓ レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。
  - ✓ 自動精算機・キャッシュレス決済の利用を促進する。
  - ✓ 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。
  - ✓ 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスク等の着用等による必要な感染予防の措置を行う。

【ドラッグストア・百貨店】

- ✓ 特に一般医薬品や化粧品のカウンセリング時には、顧客との真正面での立ち位置を避け、適切な接客時間に留意する。

④ 換気の徹底

- ・ 店内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。（テナント事業者については、出店先の店舗・施設と連携して取り組む。）

（新型コロナウイルス厚生労働省対策本部において、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いかについて、推奨される換気の方法を取りまとめており、ビル管理法における空気環境の調整に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時３０立方メートル）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないとの見解が示されている。推奨される換気の方法としては、機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法、窓の開放による方法などが推奨する措置として挙げられている。また、新型コロナウイルス感染症対策本部（第４５回）（令和２年１１月１０日）においては、寒冷地における換気を適切に行う上では、特に密が発生しやすい場所において、

CO2 モニター等で換気を確認すること、温度を維持しながら適度な常時換気を行うこと、加湿器等で適度な湿度を維持する工夫をすることが推奨されている。これらを踏まえ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。）

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的に開放すること等により、室内の換気に努める。
- ✓ 必要に応じ喫煙室の利用を制限する。

⑤ 商品陳列等

・ 商品の陳列等の工夫により、局所的な混雑緩和や接触機会を削減するための以下のような取組を行う。

【スーパー・百貨店・コンビニ】

- ✓ 惣菜・ベーカリー等、顧客が自ら取り分ける販売方法についてはパック・袋詰め販売へと変更する。
- ✓ 店舗の実情に応じ、例えば以下に挙げるような徹底した感染防止対策を取ることができない場合は、試食販売を自粛する。

［感染防止対策の例］

・販売員が常駐する。

・販売員は感染予防の観点から、マスク等の着用、身体的距離の確保等による必要な感染予防の措置を行う。

・飛沫感染防止の観点から、大声での呼び込みを控える。

・器具備品などのアルコール消毒を徹底する。

・試食前後の手指のアルコール消毒を顧客に周知する。

・試食用の容器などに小分け・カバーした上でトレーなどに置いて顧客が自ら取る方式とする。また、試食後は顧客が速やかに容易に容器を廃棄できるようゴミ箱を配置する。

・試食中は会話をせず、会話の際にはマスク着用を徹底することを顧客に周知する。

・密接密集に特に留意し、試食時・待機時の顧客同士の距離を確保できるようスペース・配置に配慮する。

・一度顧客が手に触れた小分け品はその場で破棄する。

⑥ 店舗内混雑の緩和

・ 店舗の規模や立地条件などの実情に応じ、店内の人の密集を避けるための工夫として、以下のような取組を行う。

- ✓ 混雑につながるような販売促進策を自粛する。
- ✓ 事前の買物リスト作成等による滞留時間短縮を呼び掛ける。

- ✓ 混雑時間帯に関する情報提供によりオフピークタイムでの来店を呼び掛ける。
- ✓ ネットスーパー、移動販売等の利用の促進を図る。
- ✓ 混雑時の入店の制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は入店者の分散化が図られる方法等を検討する。

【スーパー・コンビニ・ドラッグストア・ホームセンター】

- ✓ １グループ１人又は少人数での入店を呼び掛ける。
- ✓ 必要に応じ高齢者・障がい者・妊婦等の優先時間帯の設定を検討する。

⑦ 店舗内施設の利用等

・ 店舗内施設の利用等について、「三つの密」を避けるための以下のような取組を行う。

【スーパー・コンビニ・ドラッグストア】

- ✓ イートインスペースを使用する場合には、テーブルの配置や間隔の確保に留意する（１ｍ以上を目安に間隔を確保する、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、真正面や隣席に飛沫が飛ばないようパーティション（アクリル板等）を設置する、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席を促すなどの配慮に努める）とともに、少人数の家族等の場合を除き近距離で対面しての食事をしないことや、長時間や大声での会話を避け会話の際にはマスク着用を徹底することを顧客に周知するなど、必要に応じた対応を行う。
- ✓

【百貨店・ショッピングセンター】

- ✓ 休憩スペースやフードコート等については、テーブルの配置や間隔の確保に留意する（１ｍ以上を目安に間隔を確保する、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、真正面や隣席に飛沫が飛ばないようパーティション（アクリル板等）を設置する、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席を促すなどの配慮に努める）とともに、少人数の家族等の場合を除き近距離で対面しての食事をしないことや、長時間や大声での会話を避け会話の際にはマスク着用を徹底することを顧客に周知するなど、必要に応じた対応を行う。
- ✓ 催事の実施又はアミューズメント施設及びサービス施設等の集客施設の使用については、各都道府県において示される対応に基づいて実施又は使用の可否を判断し、実施又は使用する場合においても、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等の適切な感染防止対策を講じる。
- ✓ 特定の店舗・テナント等に利用が集中するような場合には、必要に応じて混雑緩和のための措置を講じる。

⑧ 店舗入店時の顧客に対する依頼

・ 顧客の店舗への入店に際しては、感染拡大のリスクをできる限り下げる観点から、掲示・アナウンスの実施などにより、顧客に対し以下のような事項を依頼する。（テナント事業者については、出店先の店舗・施設と連携して取り組む。）

- ✓ 発熱の有無を確認するため、来店前の検温の呼びかけや、店舗において検温している場合は検温への協力を依頼する。
- ✓ 顧客が発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。
- ✓ 顧客の入店時のマスクの着用や必要に応じ手指の消毒などの実施を依頼する。

⑨ 感染拡大防止に資するシステムの活用

・ 店舗が立地する地方自治体において独自に、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを導入している場合には、当該地方自治体におけるシステムの運用や、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じて活用を検討する。

（２）従業員の感染予防・健康管理

店舗の事業継続を確保するとともに、店舗における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

従業員の感染予防においては、一人ひとりが基本的な感染防止対策である、ⅰ）身体的距離の確保、ⅱ）マスクの着用、ⅲ）手洗い・手指消毒に取り組むことが重要です。また各事業者においては、従業員に対し、新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底を図ること、飛沫感染と接触感染の防止策を講じること、対人距離を確保すること、バックヤードや事務所等における対策を講じること、感染予防・健康管理のための指導を行うこと等に取り組むことが必要となります。

このため、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、従業員の健康と安全・安心の確保に努めることが求められます。また、とりわけ就労に対する不安や様々な事情（妊娠、高齢者介護等）を抱える従業員に対しては配慮が必要です。

① 新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底

・ 従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

・ 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。消毒による手荒れ防止等のため手袋を使用する場合であっても、手袋を使用していない場合と同様に、手洗い・手指消毒による感染防止の取組が必要であることを周知する。

③ 対人距離の確保

・ 従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

④ バックヤード・事務所等での対策

・ 従業員用の休憩所や事務所等のバックヤードにおいても、「三つの密」を避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、顧客が滞在する区域と同様に実情に応じた効果的な感染予防の取組を適切に実施する。

⑤ その他、感染予防・健康管理に関する指導等

・ 職場において、顧客対応に伴う精神負荷も含め、従業員の日々の健康状態の把握に配意するとともに、従業員に対し、以下のような指導を行う。
  - ✓ 咳エチケットを徹底する。
  - ✓ 出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録する。
  - ✓ 発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、所属長に連絡し自宅待機する。
  - ✓ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去１４日以内に政府から入国制限されている国・地域や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある場合には、所属長に連絡する。
  - ✓ 出勤時、トイレ使用後、売場・厨房・製造加工施設への入場時等における手洗い、手指の消毒を徹底する。
  - ✓ 通勤時には時差通勤など出来るだけ混雑を避ける方法を選択する。
  - ✓ 勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行う。
  - ✓ 従業員１人１人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。
  - ✓ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
・ 従業員に対し、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努める。
・ 店舗・施設への出入り事業者に対しても、感染予防・健康管理に関する取組を促す。
・ 従業員及び店舗・施設への出入り事業者に対して、QR コードを店内に掲示する等、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。また、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを地方自治体が独自

に導入している場合には、併せて当該システムの利用を周知する。

【百貨店・ショッピングセンター・スーパー】

⑥ テナント店長会などを活用したテナント含む従業員への感染予防・健康管理の促進

・ テナント店長会などを活用し、テナント従業員に対しても、これらの感染予防・健康管理に関する取組の促進を図る。

（３）買物エチケットに係る顧客への協力依頼・情報発信

買物の場における安全・安心を確保するためには、店舗及び従業員による適切な対応だけでなく、顧客の理解と協力が不可欠です。従業員と顧客が互いに協力しあって安全で安心な買物の場を作り上げていくという意識が大切です。

従業員だけでなく、顧客においても、一人ひとりが基本的な感染防止対策である、ⅰ）身体的距離の確保、ⅱ）マスクの着用、ⅲ）手洗い・手指消毒に取り組むほか、買物エチケットに対する理解が必要です。

このため、以下のように、顧客に対する協力依頼とわかりやすい情報発信に取り組むことが必要です。

① 対人距離の確保及び混雑緩和に係る理解促進

・ 対人距離の確保及び混雑緩和のため、以下の事項について、顧客に対し協力を呼び掛ける。

（専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける」とされたこと、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「１１月末までの催物の開催制限等（令和２年９月１１日事務連絡）」において、適切な感染防止策の実施を前提に、「十分な人と人との間隔の確保（１ｍ）」を設けるとされたこと、そのほか「外食業の事業継続のためのガイドライン（令和２年１１月３０日改正）」等においても、対人距離の確保については１ｍを目安としていることも踏まえつつ、顧客の理解と協力を得ることに努める。）

- ✓ 店舗内等においては他の顧客及び従業員との一定の対人距離を確保すること。
- ✓ 精算を待つ際は間隔を空けて並ぶこと。（複数人グループでの購入の場合にはできるだけ１人で精算すること。）
- ✓ スーパー等のサッカー台（会計後に袋詰めをする台）での作業は混雑を避け、速やかに行うこと。
- ✓ 予め購入品の計画を立てて来店するなど店内滞在時間短縮化を心がけること。
- ✓ 来店回数の削減に努めること。
- ✓ 混雑時間帯を避けての来店に努めること。
- ✓ 混雑が予想される店舗や売場などへは１グループ１人又は少人数で入場すること。

- ✓ 従業員への問い合わせや他の顧客との会話で不要不急のものは出来るだけ控えること。

② 感染防止対策への理解促進

・ 感染拡大を防止する観点から、以下の事項について、顧客に対し協力を呼び掛ける。
  - ✓ 発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店を自粛すること。
  - ✓ 入店時にはマスクを着用すること。また、入店後に飲食等のためマスクを外す際には、使用中のマスクを適切に管理すること。
  - ✓ 消毒液が備え付けられている際には手指を消毒すること。
  - ✓ 咳エチケットを徹底すること。
  - ✓ 現金を数える際に指をなめるなどの感染懸念行為を行わないこと。
  - ✓ 可能な限り購入しない品物への接触を避けること。
  - ✓ 電子決済や自動精算機の利用により可能な限り従業員との接触を避けること。
  - ✓ マイバックへの袋詰めは顧客自身で実施すること。
  - ✓ 買物への外出時や帰宅時にマイバックの洗浄や消毒をすること。
  - ✓ QR コードを店内に掲示する等、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促すこと。また、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを地方自治体が独自に導入している場合には、併せて当該システムの利用を促すこと。

③ サービスの内容変化に対する理解促進

・ 接客やサービスの内容変化に関する以下の点について、顧客に対し理解を求める。
  - ✓ 感染予防（従業員の対人距離確保、飛沫対策等）の観点から、接客対応やサービス水準が従来とは異なるものとなり得ること。
  - ✓ 店舗において一時的に品薄商品や陳列棚における欠品が生じる可能性があることや、必要に応じて点数制限による販売が行われることがあること。

４．おわりに

○ 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて店舗営業を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。

○ 店舗における取組事例については、経済産業省、農林水産省及び消費者庁が公益財団法人流通経済研究所と連携し、好事例の収集・発信を行っています。最

新の情報については、公益財団法人流通経済研究所のホームページをご参照ください。

（公益財団法人流通経済研究所ホームページ）
https://distribute-dei-taisaku.jp/

○ なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがありえます。

（以　上）

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家の皆様に監修いただきました。

河津 雄一郎	株式会社平和堂 統括産業医
中島 一敏	大東文化大学 スポーツ・健康科学部 健康科学科 教授
増田 将史	イオン株式会社 イオングループ総括産業医
和田 耕治	国際医療福祉大学 医学部 公衆衛生学・医学研究科 教授

飲食の場面における
新型コロナウイルス感染症防止対策宣言
取組の5つのポイント

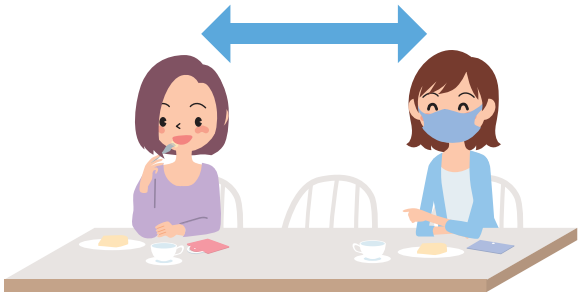

座席の配置などを工夫し、密にならず、他のお客様との間隔を十分に取っています。

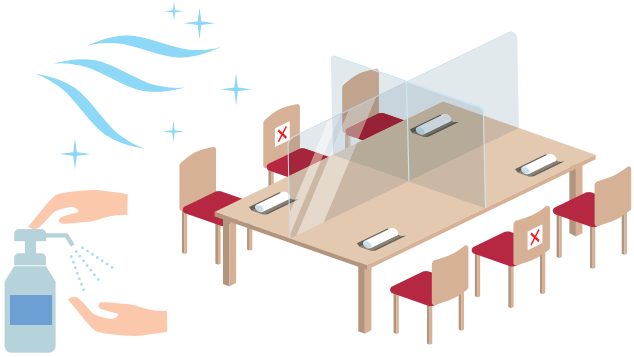

対面防止、定期的な換気、仕切り、飲食時以外のマスク徹底、消毒液の設置など、感染防止の基本的な対策を徹底しています。

要請された営業時間を守っています。

“長時間飲食・飲みすぎ”にならないように呼びかけするなど、「感染リスクが高まる『5つの場面』」での工夫を行っています。

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。

（飲食店名）